農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高松市長 大西 秀人

市町村名		高松市
(市町村コード)		(37201)
		国分寺地区
地域名 (地域内農業集落名)	橋岡、大道、中西、 上向田、原、馬場 鼻、相生、東羽間、	東下所、西下所、中筋、奥谷、北万灯、南万灯、東川西、西川西、 東奥、西奥、西山、馬場中、里、国分西下所、端岡、東山、坂川、 東、隅田、野間、寺家、馬場西、下福家北、下福家南、楠井、石ヶ 川原、川西、日名代、下日名代、川向、空路、北原、内間、中福 -三塚・隠谷、南新名、中新名、下新名、西原、一里山、南側、石
 協議の結果を取り	まとめた 年 日 ロ	令和7年4月18日
	かしゅバー十万口	(第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

今後地域内の農業を担う者(以下「担い手」という。)が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

米、麦、露地野菜、施設野菜及び花卉等を主要作物とし、団地化を形成する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	593 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	593 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地 又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農	業の	の将	来	の	在り	力	に向]け	<i>t</i> =	農用地の)効率的	的かつ	総合	的な	よ利.	用を	図るな	ため	に	必要な事項	頁			
(1)	農用:	地	の∮	€₹	責、	集約	化	の	方針														
ļ	農坩	也中	間	管理	里杉	幾構	を活	用	す	る。														
(2	2)		中[間信		里機	構の)活	用	 月方針														
										地中間管て、担いき)集積	∮∙集	糸	化を図る。	,			
(3	3) 基	基盤	 整	備	事美	<u></u> 業へ	- の耳	又組	 ナ	5針														
-																								
(2	L) 多	多様	 なí	径言	営化	本の	確仴	₹•₹	— 育/	成の取組	 方針													
										体を募り、 定着までも							して	育成	に	ていくため	、高	5村	公市及び	が農業
(5	5)	業	協	同紀	组合	- 等	の唐	業	支:	援サービ	: 	業者等·	^ 0)農化	作業	委訊	の活	用力	计	计				
-																								
以	下	任意	:記	載	事	項(地均	たの	実	情に応じ	て、必	要な事	項	を選	択し	、取	組方	針を	記	載してくだ	さい	١)		
	1)鳥	鉄礼	披き	引	址	対策			②有機・減	提薬∙:	減肥料		37	スマ-	一ト原	農業] (④輸出		E	5)果樹等	等
	(6	燃	料.	資	源	作物	勿等			⑦保全•	管理等	.		8周	農業	用施	設] (9耕畜連携		(1	0その化	<u>t</u>
[i	選択	でした	-上	:記	<u>,</u> の	取約	組方	針】																